

福島医発第494号(地)
平成19年6月20日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

日本脳炎ワクチンの安定供給について

標記の件につきまして、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」(平成19年6月20日付(福島医発第493号(地)))に併せて、厚生労働省正医薬食品局血液対策課長より、「日本脳炎ワクチンの安定供給について」が発出され、日本医師会より別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件は、日本脳炎ワクチン接種が定期の予防接種として実施されるにあたり、新しい日本脳炎ワクチンの開発が遅れている現状を踏まえて、(1) ワクチンの管内在庫が不足している可能性がある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関及び卸売販売業者等と緊密に連携しながら、予防接種を希望する住民が円滑に接種を受けられるよう対応していただきたいこと、(2) 医療機関や卸売販売業者の在庫並びに当該地域における日本脳炎のリスク及びワクチン需要量を考慮した上で、必要に応じ、卸売販売業を通じて医療機関間でワクチンを融通していただきたいこと、(3) また、従来の日本脳炎ワクチンにおいては、一般的な返品はあまりないようですが、今後も医療機関においては、適正量の購入に努めていただくよう対応を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



(地Ⅲ44)

平成19年5月23日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

日本脳炎ワクチンの安定供給について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて」につきましては、平成17年5月30日付(地Ⅲ33F)をもって、また、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」につきましては、平成18年9月13日付(地Ⅲ104)をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課長通知「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」(平成19年5月23日付(地Ⅲ43))が出されたのに併せて、厚生労働省医政局経済課長及び同省医薬食品局血液対策課長より、各都道府県衛生主管部(局)長宛に、「日本脳炎ワクチンの安定供給について」、通知が出され、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

本件は、日本脳炎ワクチン接種が定期の予防接種として実施されるにあたり、新しい日本脳炎ワクチンの開発が遅れている現状を踏まえて、(1)ワクチンの管内在庫が不足している可能性がある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関及び卸売販売業者等と緊密に連携しながら、予防接種を希望する住民が円滑に接種を受けられるよう対応していただきたいこと、(2)医療機関や卸売販売業者の在庫並びに当該地域における日本脳炎のリスク及びワクチン需要量を考慮した上で、必要に応じ、卸売販売業を通じて医療機関間等でワクチンを融通していただきたいこと、(3)また、従来の日本脳炎ワクチンにおいては、一般的な返品はあまりないようではありますが、今後も医療機関においては、適正量の購入に努めていただくよう対応を求めるものであります。

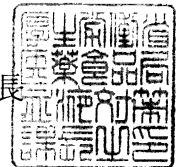
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、管下郡市区医師会及び関係医療機関等に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



薬食血発第 0516004 号
平成 19 年 5 月 16 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



日本脳炎ワクチンの安定供給について

ワクチンの安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

日本脳炎に係る予防接種については、「日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて（勧告）」（平成 17 年 5 月 30 日付け健感発第 0530001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 31 日付け健感発第 0831001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が発出されているところです。

また、今般、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」（平成 19 年 5 月 16 日付け健感発第 0516001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が発出されたところですが、日本脳炎ワクチン接種が定期の予防接種として実施されるにあたり、ワクチン接種が円滑に行えるよう、貴職におかれては下記の事項につき留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 平成 19 年 5 月 7 日現在の本年のワクチンの全国出荷量、ワクチンの全国在庫数量、供給予定量及び昨年 of 全国販売数量は、次表のとおりであること。

単位：万本（1 本 0.5 ml 換算として。1 万本未満切捨て）

平成 19 年 1 月から 5 月 7 日までの 全国出荷量	平成 19 年 5 月 7 日現在の全国在庫 数量	今後の供給予定量	昨年 全国販売量 (年間)
13	23	19	22

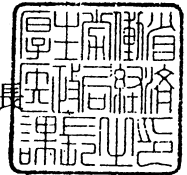
2. 製造販売業者等及び卸売販売業者は、在庫が不足している製造販売業者等及び卸売販売業者との在庫の融通等を速やかに行い、需給の混乱を回避するよう協力に努めるよう要請されているものであること。
3. ワクチンの管内在庫が不足している可能性がある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関及び卸売販売業者等と緊密に連携しながら、予防接種を希望する住民が円滑に接種を受けられるよう対応する必要があること。医療機関や卸売販売業者の在庫並びに当該地域における日本脳炎のリスク及びワクチン需要量を考慮した上で、必要に応じ、卸売販売業を通じて医療機関間等でワクチンを融通すること等、これらの措置について貴職の協力をお願いしたいこと。
4. 日本脳炎ワクチンの有効期限は検定合格後1年であり、在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるものと考えられる。このため、旧来の商慣習として返品が行われている場合にはその改善に努められたいこと。また、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう貴職の協力をお願いしたいこと。



医政経発第 0516002 号
薬食血発第 0516001 号
平成 19 年 5 月 16 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



日本脳炎ワクチンの安定供給について

日本脳炎に係る予防接種については、「日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて（勧告）」（平成 17 年 5 月 30 日付け健感発第 0530001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 31 日付け健感発第 0831001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が発出されているところである。

また、今般、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて」（平成 19 年 5 月 16 日付け健感発第 0516001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が発出されたところであるが、日本脳炎ワクチンを定期の予防接種として実施されるに当たり、ワクチン接種が円滑に行えるよう下記の事項につき御了知の上、貴管下関係者に対して周知いただくとともに、適切に対応いただくようお願いする。

記

1. 平成 19 年 5 月 7 日現在の本年のワクチンの全国出荷量、ワクチンの全国在庫数量、供給予定量及び昨年の全国販売数量は、次表のとおりであること。

単位：万本（1 本 0.5 ml 換算として。1 万本未満切捨て）

平成 19 年 1 月から 5 月 7 日までの 全国出荷量	平成 19 年 5 月 7 日現在の全国在庫 数量	今後の供給予定量	昨年全国販売量 (年間)
13	23	19	22

2. 日本脳炎ワクチン接種については、地域により接種の状況や見通しが異なるものと見込まれる。こうしたことも念頭に置きつつ、都道府県は、卸売販売業者に対して、医療機関に対する正確な在庫情報の提供に努めるよう要請すること。
3. ワクチンの管内在庫が不足傾向となった都道府県においては、貴管下市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者等と緊密に連携し、例えば次のような取組を通じ、希望する住民が円滑に接種を受けられるよう対応すること。
 - (1) 医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者の在庫量を調査し、当該地域における日本脳炎のリスク及びワクチンの需要量を考慮した上で、関係者の協力により、ワクチンの融通を図ること。
 - (2) 地域住民から接種可能医療機関に関する問い合わせがあった場合には、貴管下市区町村と連携して本庁担当部署及び保健所等において適切に相談に応じること。
4. 日本脳炎ワクチンの有効期限は検定合格後1年であり、在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるものと考えられる。このため、都道府県は、医療機関等において旧来の商慣習として返品が行われている場合にはその改善に努めるとともに、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、関係者に周知し、協力を要請すること。
5. 都道府県は、管内在庫が不足している等の情報を入手した場合は、速やかに、厚生労働省医薬食品局血液対策課情報企画係まで連絡すること。